様式第3号

所管部(局)·課 教育庁教育総務課

法令名	佐賀県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許 可及び監督に関する規則	法令番号	昭和60年佐賀県教育委員会規則第5号	
手続名	手続名 公益信託の残余財産の処分の許可		第16条第1項	

残余財産の処分は、次の事項のすべてを満たすときに許可を与える。

- (1) 信託契約書に定める残余財産の処分の手続きが適正になされていること。
- (2) 残余財産の帰属を受ける者が終了した信託と類似の目的を有すること。
- (3) 残余財産の帰属を受ける者が真に事業遂行の意思を持っていること。
- (4) 残余財産の帰属を受ける者の資力が十分であること。

番 査 基 準

受付	公益信託を所管	処理	公益信託を所管	 交付	公益信託を所管す	標準処理期間	14日	┛目次		
	又们	ナス (ヱウの)	处吐	五年10月12月1日	文刊	五無同れての目り			口认	C
	機関	する (予定の)	機関	する (予定の) 課	機関	る(予定の)課	標準経由期間	Я	No.	Ю
	ואואיו	課	1/2(1/2)) 0 (1 VC ->) PV	100(10)		/// 十/ 五 /// // // // // // // // // // // //	Н	110.	